

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和３年６月２２日（火） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時３０分
会 場	安城市役所 さくら庁舎第３６会議室
委員会を構成 する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２７名
欠席委員	太田 俊夫推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、近藤事務局課長、杉浦係長、松井主査 市川主査、細井主査、曾我主事
議事録署名者	９ 杉浦 和彦 委員 １１ 岩瀬 正則 委員

会議の記録

午後２時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ９ 杉浦 和彦 委員 １１ 岩瀬 正則 委員

また、欠席者は ２２ 太田 俊夫 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２０号議案 農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第２０号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１７、１８の計２件です。申請内容は、売買が２件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが１件、農耕に精進するためが１件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが２件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田４，５９５㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２１号議案 農地法第４条の規定による申請について及び日程第３ 第２２号議案 農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第２１号議案農地法第４条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号１、２の２件です。転用行為別に見ますと、自己用住宅敷地の拡張が１件、駐車場が１件です。面積につきましては、畑３５７㎡です。

続きまして、日程第3第22号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号45～64の20件です。転用行為別に見ますと、駐車場が4件、流通業務施設が2件、社員寮及び駐車場が1件、資材置場兼駐車場が1件、資材置場が1件、分家住宅が7件、診療所及び駐車場が1件、調剤薬局が1件、児童クラブが1件、保育園建設のための造成工事が1件です。

表記が分かりにくいところがございますので、補足させていただきます。受付番号57番、こちら診療所ですが、建蔽率の分母になるのが診療所部分のみの土地のみですので、実際の建物面積の289.5㎡で計算しますと、こちらの建蔽率34.3%となります。こちら都市計画法の申請上、建物と駐車場で分かれたことにより、このような表記になりますので、補足させていただきます。

面積につきましては、田25,117㎡、畑2,456㎡、合計27,573㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号46です。安城市への申請は駐車場の設置となっておりますが、豊田市農地を一体利用し、全体としては流通業務施設を建設するものになります。

申請日は令和3年6月7日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する田を転用し、流通業務施設の駐車場を建設するものです。受人は現在一般貨物の運送業務を行っていますが、商品を一定期間保管しておく倉庫業の事業を大きく展開していかないと、取引先からの要望に対応できないため、本申請を検討するに至りました。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りしたA3両面刷り2つ折りの資料をご覧ください。

資料1について申請の概要を記載しています。最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。

申請地は10ha以上の農地に接していることから立地基準・第1種農地とみっております。隣地地目や土地の形状は資料3でご確認いただけます。許可基準に関しましては、申請地が県道と接している流通業務施設であることです。また、豊田市内にある本社や安城市内にある拠点との連携を考慮し、物流拠点としての適地を探しましたが見つからず、やむを得ず申請地を選定したこととなっております。

事業計画につきましては、令和3年10月1日から着工し、令和4年10月31日に完成する計画となっております。

土地利用計画については、資料4でご説明します。紙面の都合上北が図面左側となりますのでご注意ください。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、隣接農地の境界部分にコンク

リートブロック及び遮光フェンスを設置する計画のため、隣接農地へ土砂等の流出はありません。

排水計画について、倉庫部分のみ発生する汚水雑排水は浄化槽で処理し、最終枡を經由して既設水路へ放流します。雨水については敷地内排水路にて集水後、油水分離層を経て、雨水貯留槽へいったん貯留し、排水量を調節しながら、こちらでも最終枡を經由して既設側溝へ放流する計画となっています。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む22件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

なお、本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件について、該当案件は受付番号45、48、49、53、54、55、57、62及び63です。別紙A4の地図にてご確認ください。

なお、受付番号54、55及び62、63について補足をさせていただきます。54、55につきましては、同一事業ではありますが、権利の種類が異なるため、別申請となっております。

また、62、63につきましては、別事業ではありますが、隣地であるため1枚に記載いたしました。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、6月15日に、中尾充紀委員と山村京子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○石川 和明 推進委員

今回の案件と直接ではありませんが、分家住宅等の要件の問題のところでご質問させていただきたいと思います。

分家要件のところ、法律で守っていただくということは農業の面からいくと大変助かることでありますが、実は農地を持っていながら自分のところの中で分家を建てることができないという実態があります。それも過去には50mの要件も、最近は集落の要件も満たさないといけない実情です。反面、今日も出て

ますが、駐車場だったり、資材置場だったり、膨大な農地を潰して許可をしているところに矛盾を感じます。土地を持っている人が自分の土地の中に分家住宅を建てるができないのはやむを得ないのですか。

○曾我主事

確認させていただきたいのですが、先ほどの50mと言うのは既存の集落があって、そこからの距離が50m以上あると農地法の要件を満たさないので、農地転用ができないというような話を聞かれたということで間違えないですか。

○石川 和明 推進委員

50m以内の所なら、以前は単独の家でも50mの要件を満たしていればOKだったのに、今は集落の要件がないといけないことになったのですか。それはともかくとして、自分の土地がありながら、建築することが出来ないということについて、どうも納得が出来ません。一方では、駐車場や資材置場としてどんどん転用されて農地が減っていくことの矛盾についてです。

○曾我主事

冒頭の集落性と既存の集落からの距離のお話ですが、農地法上ですね、本来は集落に接していなければならないのですが、愛知県の許可基準の緩和規定として50m以上または既存で3軒以上連なっている小規模の集落を形成していれば農地転用できる見込みが出てくる要件がありますので、どちらにも当てはまらない、集落から離れた農地を持っている方は分家住宅を建てられないというのが農地法上の縛りの中で出てしまうのは事実です。

大きな面積を必要とする事業者につきましても、例えば今回の流通業務施設につきましても、県道に接してくる面積がどれくらいだとか、ある程度縛りをクリアした中で許可基準を満たしているということになりますので、所有されている農地は確かに事実としてはそうなんです、実際には所有しているしていないという基準ではなくて、その農地がその事業が、分家なら分家、流通業務施設なら流通業務施設を建てるにあたって必要な要件を持っているかどうかということになりますので、今回の件に関しては面積は大きいですけど、農地法と愛知県の審査基準の中に適合したため、転用可能になった方や先ほどの集落接続で適合しなかったため、分家住宅が建てられなかったという事例ができたということになります。

○石川 和明 推進委員

今、50mの要件と集落の要件が一つになっているのではありませんか。

○曾我主事

どちらかを満たしていれば、大きな集落に直接くっついているとみることができる緩和要件です。本来は直接くっついてないといけないのですが、審査基準の緩和で既に3軒以上の連続した宅地の中に新しい申請地を入れるか、または大きな集落から50m以内にあるという要件が必要になります。

○石川 和明 推進委員

それは以前は確か50mの要件は単独の1軒だけでも許可はおりていたんですよ。

○曾我主事

はい。それは今も同じです。既存の集落から50m以内であれば、1軒だけでも許可はおります。大きい集落にくっついているとみなしています。

○石川 和明 推進委員

それではなくて、単独に1軒50m以内にあった場合というケース、そんなこと法律上の問題ですが、そういう問題をどう受け止めていますか。やむを得ないですか。

○曾我主事

やむを得ないと考えております。

○石川 和明 推進委員

部長どうですか。やむを得ないですか。

○事務局長

私も法律以上の規制をかけることはなかなかできないと考えておりますので、法律上で認めなければならない部分は規制することは難しいと考えています。実際には駐車場でも地域が反対すればできない場合もありますが、だいたいは大きい通りの隣なら大丈夫とかいろいろな要件からすると大丈夫になっちゃうことが多いということだと思います。そういうことですね。

○曾我主事

はい。

○議長

他に質問ありますか。石川さんいいですかね。

○石川 和明 推進委員

非常に解せんけどね。そういった事実ですよ。

議長が再び質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第23号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第23号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号12から15の4件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田21,806㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第6号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第6号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号16から19の4件です。転用行為の概要は、共同住宅及び車庫の建築が1件、共同住宅の建築が1件、倉庫の建築が1件、駐車場の設置が1件です。面積は、田2,107㎡、畑142㎡の合計2,249㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号45から56の12件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が5件、共同住宅の建築が4件、駐車場の設置が3件です。面積は、田1,940.61㎡、畑1,512.18㎡の合計3,452.79㎡となっております。

補足ですが、No.49は譲受人と譲渡人が一緒になっておりますが、譲渡人それぞれが単有で土地を所有しており、共有名義の共同住宅を建築するために譲受人と譲渡人が一緒になっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号114から350の237件です。解約事由別にみますと、売却するためが7件、他者に賃貸しするためが4件、利用権を設定するためが226件です。面積は、田451,409㎡となっております。

補足ですが、No.114から339までは、荒井用水工区において地域集積協力金（地域全体が農地の集積・集約化に取り組むことに対し交付されるもの）のために農地利用集積円滑化事業（JAを間に挟んだ所有者と耕作者の賃貸借）を農地中間管理事業に利用権を変更するための解約となります。

最後に、農地法第4条の確認願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。転用の事由としましては、農業用倉庫建築のためです。面積は、畑195㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 農業委員会の適正な事務実施通知に基づく「令和2年度活動点検・評価及び令和3年度目標・活動計画（案）」について（資料1：1～11ページ）

1 ページ、資料 1 をご覧ください。

これは、「農業委員会の適正な事務実施について」という国からの通知を受けまして、すべての農業委員会で統一された様式により「目標と活動計画」を定めて取り組むものでございます。

そして本日は、ご覧のとおり事務局で作成した昨年度の活動の点検・評価と今年度の活動計画の素案につきまして、先月の運営員会における事前審議を経まして、この定例会でもお諮りをさせていただきます。

では内容ですが、まず、令和 2 年度の点検・評価（案）については、1 ページから 8 ページにわたって記載してございます。

まず 1 ページは、本市の農業の概要と本農業委員会の体制が各種統計資料などに基づいて記載してございます。

次に 2 ページの「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」については「1 現状及び課題」で令和元年度末、令和 2 年 3 月の 2 点での実績を記載しており、その下に「2 令和 2 年度の目標及び実績」におきましては、令和 2 年度の目標及び実績が記載してございます。目標に対する達成率は 99.9%であり、わずかに目標には届きませんでした。令和 2 年度の目標設定そのもの及び、3 のその達成に向けた活動に対する評価は、その下の 4 に記しましたとおり妥当としております。

次に 3 ページのⅢは、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございしますが、「1 現状及び課題」では、平成 29 年度から令和元年度までの過去 3 年度分の新規参入者数及びその者が取得した農地面積の実績などが記載してあり、その下の「2 令和 2 年度の目標及び実績」で、令和 2 年度の目標及び実績が記載してございます。目標に対する達成率としましては、ご覧のとおり参入者数が 166.6%、取得面積が 500.0%と、目標値に比べ高い値となりました。そこで「4 目標及び活動に対する評価」ですが、まず、目標につきましては、過去の参入実績に基づいて設定しておりますので、決して低いとは言えませんので妥当としております。一方、活動に対しましては、ここでは件数に含めない親元就農者は一定数を保っていることを考えますと、純粋な新規就農者の安定的な経営を支援していくという視点からの活動が、より必要ではないかと評価しております。

次に 4 ページの「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございしますが、本市には農地法などの基準でいうところの遊休農地に該当するものはございませんので、解消目標も達成状況も設定しておりません。しかし、このこととは別に、農地パトロールの実施によって、遊休農地化につながるような、つまり遊休農地の一歩手前の草ばえ農地を把握し、速やかに解消していくような取り組みは行いましたので、4 の評価では、目標は適正とした上で、活動については、草

ばえ農地所有者に指導できたという点において妥当であったといたしました。

続いて5ページの「Ⅴ 違反転用への適正な対応」につきましては、委員の皆様に農地パトロールを行っていただき、違反転用地の所有者に文書指導などを行ったことにより、前年度と比べて総面積が0.2ha減少することとなりましたので、活動に対する評価は妥当とさせていただきました。

続いて6ページには、農地法第3条の許可事務や農地転用に関する事務の実績におきましては昨年度の実績を記載しております。次の7ページには、農地所有適格法人の報告につきましては、実績に基づいて記載してあります。農地の賃借料等などの情報提供の実績を統計資料などに基づいて記載してございます。

次に8ページの中段ですが、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」では、農業委員会の議事録やこの活動点検・評価の公表はHPで行っておりますので、そのような記載となっております。

続きまして、9ページからは今年度の活動計画でございます。

では、初めに10ページをご覧くださいまして、上段の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の「2 令和3年度の目標及び活動計画」ですが、目標の集積面積は、過去の実績から全体の集積率を1.5%の増加と設定し、2,331haとしております。

次に「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、新規参入目標の設定に当たり、把握できる限りの親元就農を除く「新規就農者」、「認定新規就農者」、「新規認定農業者」等の過去3年間の実績を確認したところ、新規参入者、新規取得農地面積ともに年度ごとによりばらつきがあるものの、経営体としては、年間3経営体ほど、農地面積としましては、0.2ha程度であることが多いため、参入者数の目標としては「3経営体」とし、面積としては1経営体当たり0.1haと見て「0.3ha」といたしました。

続いて、11ページ上段の「Ⅳ 遊休農地に関する措置」につきましては、今年度も遊休農地の発生は見込んでおりませんので、「遊休農地の解消面積」の目標も設定しておりません。

次にその下の「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、目標設定の項目は元々様式中にございませんので、活動計画のみの記載となります。活動計画としては「農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見・是正指導を行う」としております。

内容については以上でございますが、本日ご承認をいただきましたら、6月中に市の公式ウェブサイトで公開をし、速やかに県へ提出いたしたいと考えております。

この件については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農地所有適格法人の事業状況等の報告について

1 2 ページ、資料 2 をご覧ください。

農地法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に農業委員会へ経営状況等を報告することになっています。

また、農業委員会はその報告を受け、その法人が農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の 4 つの要件である、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしているか、及び満たさなくなるおそれがないかについて確認する必要があります。

では、一覧表の下部の※ 1 から※ 4 までをご覧ください。

まず、※ 1 ですが、法人の形態としては、非公開の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社又は農事組合法人でなければなりません。

次に、※ 2 事業要件としては、売上高の過半が農業によるものであることが必要です。

そして、※ 3 構成員の要件としては、農業常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協などの議決権が、総議決権の 1 / 2 を超えていることが必要です。

最後に※ 4 業務執行役員要件としては、役員の過半が農業の常時従事者であり、役員又は重要な使用人のうち、1 人以上が農作業に従事していることとございます。

そして、報告のあった市内 7 法人について、提出された報告書のこれら 4 要件を確認し、まとめたものが表のとおりでございます。結果としてすべて要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

なお、この農地法第 6 条第 1 項の規定というのは、あくまでその法人が農地の権利を持つ資格があるかどうかを農業委員会が定期的に審査するための規定です。したがって、農地所有適格法人に該当する者であっても、現在は農地を所有しておらず、また、借りてもない法人については、今年度の報告の対象とはなりませんので、この表には記載してございません。

この件につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続きまして、連絡・報告事項についてですが、1 安城市農業委員会総会についてでございます。資料はございません。

本日、定例会の開始前に行いました事前の抽選にご協力をいただきましてあ

りがとうございました。引いていただいた抽選用紙につきましては、来月予定しております総会におきましてみなさまの席を決めるための抽選でございます。会議終了後に集めさせていただきますので、氏名を記載の上、机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。今回のくじをもとに、農業委員、推進委員に振り分けたうえで、若い数字順に並び変える予定をしております。今回のくじの番号が今後の番号というものではございませんのでご了承ください。

そして次回、7月の農業委員会では定例会の前に総会を開催いたします。ここではまず、本日の事前抽選の結果を基に次の1年間の配席を決定します。その次に、農地利用最適化推進委員の区域代表者、つまり運営委員の方を選出するという段取りとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、この件に関しまして、開催通知文で予告いたしましたとおり、本日の定例会終了後にこの場におきまして、来月の総会で次の運営委員の方を選出するための事前協議を地区ごとに分かれて行っていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、団体推薦以外の推進委員の方は全員お残りいただくとともに、現運営委員の方の席の近くにお集まりいただきますようお願いいたします。なお、関係する方には本日、現推進委員の在職歴や年齢などを記載した名簿資料をお配りしてありますので、話合いに当たっての参考にしていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

続いて、2 次回予定についてですが、次回は、7月26日（月）に市役所庁舎にて行う予定です。日にちにつきまして、22日（木）が海の日、23日（金）がスポーツの日となり、いずれも祝日となりますので、26日（月）に開催いたします。開始時刻、場所は、記載のとおりでございますが、午後1時30分から本庁舎3階第6会議室にて運営委員会を、午後2時30分から北庁舎7階第23会議室にて総会を、総会后、定例会、研修会を開催する予定でございます。

なお、研修会におきましては、7月の後半からお願いしていきたい農地パトロールについてご説明させていただく予定でございます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。